

○八代市体育施設条例施行規則

平成23年3月30日

規則第10号

改正 平成23年 5月23日規則第12号

平成24年3月30日規則第10号

平成24年8月24日規則第28号

平成25年7月1日規則第26号

平成25年7月31日規則第27号

平成25年12月27日規則第39号

平成29年3月24日規則第7号

令和元年7月24日規則第13号

令和5年3月24日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、八代市体育施設条例(平成17年八代市条例第91号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により利用の許可を受けようとする者は、次の表に定める受付期間に、八代市体育施設利用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、個人の利用にあつては、口頭による申込みをもって、申請書の提出に代えることができる。

施設名	受付期間
八代市テニスコート 八代市弓道場 八代市球技場 八代市民プール 八代市民球場 八代市総合体育館 八代市立武道館 八代市相撲場 八代市千丁体育館 八代市千丁テニスコート 八代市鏡体育館 八代市 鏡テニスコート 八代市東陽スポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が休 場日又は休館日に当たるときは、その日後において最初 の休場日又は休館日でない日)から当該利用しようとする 日まで
八代市百済来スポーツセンター 八代市千丁東グラ ウンド 八代市千丁西グラウンド 八代市東陽運動 公園 八代市河俣山村広場 八代市泉運動広場	利用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が <u>八 代市の休日を定める条例(平成17年八代市条例第3号)第1 条第1項</u> に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる ときは、その日後において最初の休日でない日)から当該 利用しようとする日まで
八代市鏡プール 八代市鏡武道館 八代市鏡相撲場 八代市鏡総合グラウンド 八代市北新地グラウンド	利用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が <u>八 代市鏡文化センター条例施行規則(平成23年八代市規則第 8号)第3条</u> の休館日又は休日に当たるときは、その日後に おいて最初の <u>同条</u> の休館日又は休日でない日)から当該利 用しようとする日まで

(使用料の納付)

第3条 体育施設の施設及び附属設備の使用料は、利用の許可を受ける際に納付しなければならない。

(附属設備使用料)

第4条 条例第8条第2項の附属設備の使用料は、別表に定める額とする。

(利用許可)

第5条 市長は、第3条の規定により使用料を納付した者に対して、団体での利用の場合にあつては八代市体育施設
利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を、個人での利用の場合にあつては個人利用券を交付する。

2 利用の許可を受けた者は、利用の際、許可書又は個人利用券を携帯し、係員に提示しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第6条 体育施設(敷地を含む。)内において、物品(プログラムを除く。)の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その
他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第7条 条例第13条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第2条、第5条及び前条の規定の適用に
ついては、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 条例第15条の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合における第3条から第5条まで及び別表の規定
の適用については、第3条の見出し及び第5条中「使用料」とあり、第3条中「体育施設の施設及び附属設備の使
用料」とあるのは「体育施設の施設及び附属設備の利用に係る利用料金」と、第4条の見出し中「附属設備使用
料」とあり、同条中「条例第8条第2項の附属設備の使用料」とあるのは「附属設備の利用に係る利用料金」と、
別表中「附属設備使用料」とあり、及び「使用料」とあるのは「附属設備の利用に係る利用料金」とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1

この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2

この規則の施行の日前に、八代市体育施設条例施行規則(平成17年八代市教育委員会規則第36号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
附 則(平成23年5月23日規則第12号)
(施行期日)
- 1

この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2

改正後の八代市体育施設条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の利用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
附 則(平成24年3月30日規則第10号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成24年8月24日規則第28号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成25年7月1日規則第26号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附 則(平成25年7月31日規則第27号)
この規則は、平成25年8月1日から施行する。
附 則(平成25年12月27日規則第39号)
(施行期日)
- 1

この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2

改正後の八代市厚生会館条例施行規則、八代市文化センター条例施行規則、八代市体育施設条例施行規則、やつしろハーモニーホール条例施行規則及び八代市日奈久観光交流施設条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用の許可に係る使用料及び施行日前にした利用の許可で施行日以後に使用料が納付されるものに係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可(施行日以後に使用料が納付される利用の許可を除く。)に係る使用料については、なお従前の例による。
附 則(平成29年3月24日規則第7号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則(令和元年7月24日規則第13号)
(施行期日)
- 1

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2

改正後のやつしろハーモニーホール条例施行規則、八代市定住センター及び農産物加工施設条例施行規則、八代市がらっぱ広場条例施行規則、八代市厚生会館条例施行規則、八代市鏡文化センター条例施行規則、八代市体育施設条例施行規則、八代市五家荘観光施設条例施行規則、八代市日奈久観光交流施設条例施行規則、八代市コミュニティセンター条例施行規則、八代市農村運動広場条例施行規則、八代市環境センター条例施行規則及び日奈久温泉イベント広場条例施行規則(以下「改正後の規則」と総称する。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3

改正後の規則の規定による使用料については、施行日前においても、改正後の規則の規定の例により、改正後の規則に定める額を徴収することができる。
附 則(令和5年3月24日規則第11号)
この規則は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)
附属設備使用料

区分			単位	使用料
八代市総合 体育館	照明器具	ボーダーライト	1列1日	880円
		サスペンションライト	1式1日	1,100円
		アッパーホリゾンライト	〃	1,100円
		シーリングライト	〃	1,640円
		センターピンスポット	〃	2,200円
		1.5kwスポットライト	〃	540円
		1.0kwスポットライト	〃	320円
	音響器具	拡声装置	1式1日	2,200円

		レコードプレイヤー		1台1日	880円	
		コンデンサマイクロフォン		1本1日	540円	
		ダイナミックマイクロフォン		〃	220円	
		ワイヤレスマイクロフォン		〃	540円	
		移動用スピーカー		1台1日	540円	
		テープデッキ・CDデッキ		〃	880円	
	舞台器具	平台		1枚1日	220円	
		演台		1式1日	880円	
		仮設舞台		1台	540円	
		ピアノ		1台1日	3,300円	
		舞台		1時間	1,100円	
	その他	フロアシート		1枚1日	320円	
		バスケット台		1対1日	1,100円	
		電光得点表示盤		〃	1,100円	
		ファウル回数表示器		1組1日	220円	
		30秒タイマー		〃	220円	
		タイムアウト要求器		〃	220円	
		バドミントンコートマット		1式1日	540円	
		バドミントン電光得点表示器		1対1日	540円	
		柔道畳		1枚1日	5円	
		柔道電光得点表示器		1台1日	220円	
		空手マット		1面1日	540円	
		空手電光得点表示器		1台1日	220円	
		マルチタイミングシステム		1式1日	540円	
		デジタルタイマー		1台1日	220円	
		拡声装置持込料		1式1日	2,200円	
		特殊器具持込電源料		1kw1日	520円	
		夜間照明	八代市テニスコート		1面につき30分	260円
			八代市百済来スポーツセンター		1面につき1時間	1,040円
			八代市鏡テニスコート		〃	200円
			八代市鏡総合グラウンド		〃	1,040円
	八代市東陽運動公園		〃	1,040円		
八代市泉運動広場			〃	1,040円		
冷暖房	八代市テニスコート		30分	150円		
	八代市民プール(集会室)		〃	150円		
	八代市総合体育館	大体育室	アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合	5,230円		
			その他	8,380円		
		小体育室	アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合	1,570円		
			その他	2,610円		
		会議室		〃	150円	
	八代市弓道場(研修室)		〃	150円		
	八代市民球場(会議室)		〃	150円		
	八代市鏡武道館(会議室)		〃	150円		

	八代市東陽スポーツセンター	〃	1,040円
--	---------------	---	--------

様式(省略)